

地すべり防止区域の管理

(地すべり等防止法第1条)

地すべり及びぼた山の崩壊による被害を除去し、又は軽減するため、地すべり及びぼた山の崩壊を防止し、もって国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。

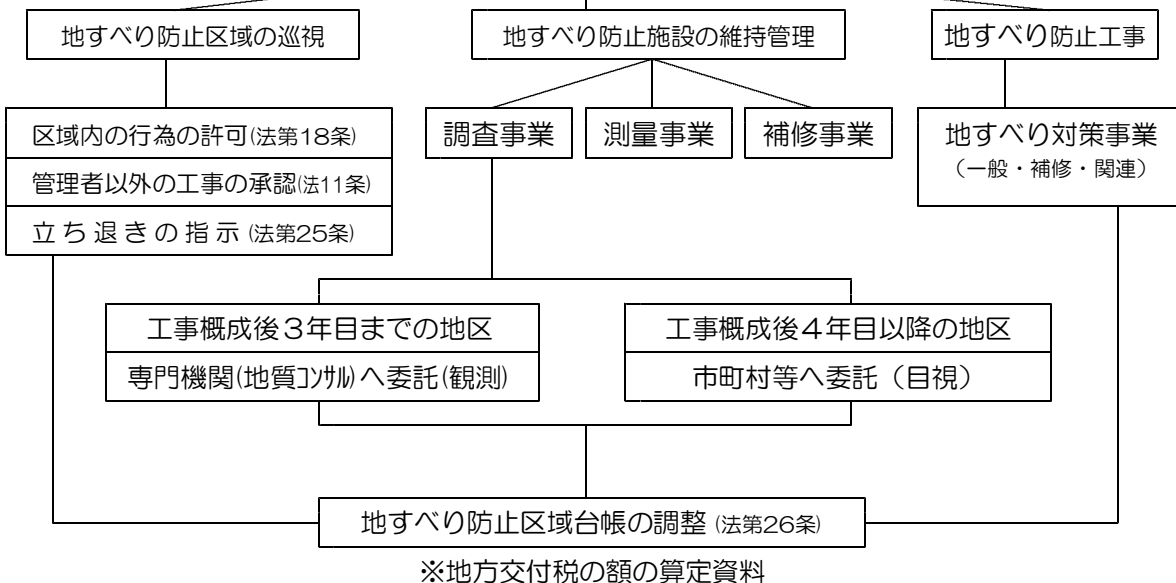
(法第3条)

知事が申請し主務大臣が地すべり防止区域を指定

(法第7条)

管理は知事が行う

地すべり防止施設は、地すべり等防止法に基づき国土保全のために設置する重要な国有財産であり、その管理者としての知事の責任は重大である。



「コンクリート片法枠」



「押え盛土工」